

消除予定添加物名簿（案）について

1. 概要

既存添加物については、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 101 号）附則第 2 条の 3 の規定（以下「消除規定」という。）により、内閣総理大臣は、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列（以下「販売等」という。）の状況からみて、現に販売の用に供されていないと認められる場合、消除予定名簿を作成の上公示し、必要な手続きを経て、既存添加物名簿（平成 8 年厚生省告示第 120 号）からその名称を消除することができることとされており、本消除規定に基づき、これまでに 132 品目を消除している。

この消除規定に基づく消除予定添加物名簿の公示に先立ち、流通実態調査¹で添加物としての流通実態が確認できないもの等とされた既存添加物 78 品目について、令和 5 年 6 月 20 日付け「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について（周知依頼）」（薬生食基発 0620 第 1 号）を発出し、販売等の実態調査を行った。

調査の結果を踏まえ、別添のとおり消除予定添加物名簿（案）をまとめたので報告する。

2. 消除予定添加物名簿（案）への収載対象とした品目（消除対象候補とする品目）

日本国内において流通実態が確認できなかった 32 品目

3. 消除予定添加物名簿（案）

別添のとおり

4. 今後の作業

令和 6 年 6 月末を目処に消除予定添加物名簿を公示し、6 か月の申出手続き（法定）及び WTO 通報を開始する。

5. その他

流通実態が確認された品目については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条の規定に基づいて成分規格の設定等を行う。

¹ 令和 4 年度厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業）「食品添加物の安全性確保のための研究」

これまでの既存添加物の消除について

第1次消除（平成16年）

厚生労働科学研究による流通実態調査で流通実態が確認できなかった74品目を対象に、都道府県等への調査を行い、その結果、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認められた38品目を消除した。

第2次消除（平成19年）

第1次消除において実施された都道府県等への調査を精査したところ、誤認等の理由により、販売等の流通実態が確認できない等の事情が認められた47品目を対象に都道府県等への調査を行い、その結果、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認められた32品目を消除した。

第3次消除（平成23年）

流通実態調査で流通実態が確認できず、かつ、海外規格（JECFA、EU 及び米国）の存在が確認できなかったもの又は添加物としての目的での使用実態が確認できなかったもの（いわゆる健康食品素材等）の125品目を対象に都道府県等への調査を行い、その結果、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認められた53品目²の既存添加物を消除した。

第4次消除（令和2年）

厚生労働科学研究による流通実態調査で流通実態が確認できなかった68品目を対象に、国内及び海外への調査を行い、その結果、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認められた8品目³を消除した。

上記のほか、平成16年に安全性の問題で1品目（「アカネ色素」）を名簿から消除した。

² 平成23年5月6日に既存添加物名簿から53品目の添加物の名称が消除され、加えて、「スフィンゴ脂質」及び「タンニン（抽出物）」の基原の一部が削除された。

³ 令和2年2月26日に既存添加物名簿から8品目の添加物の名称が消除され、加えて、「香辛料抽出物」の基原の一部が削除された。